厚生・産業常任委員会 資料１
平成２８年（２０１６年）５月１８日
商工観光労働部モノづくり振興課

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本指針の策定について

１．概　要

本年３月に近江の地場産品の需要拡大や地場産業事業者等の経営基盤の強化、優れた技術や技能の継承の推進等を基本理念とする「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」が施行されました。本条例第７条の規定に基づき、関連施策の総合的な推進を図るための基本的な指針を策定します。

２．基本指針の内容

基本指針は次の事項について定めます。

(1) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な方向
(2) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する目標
(3) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の内容
(4) その他近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する重要事項

３．策定の手順

(1) 実態調査の実施

地場産業および地場産品に関する市場動向や消費者ニーズなどについて実態を把握するとともに課題の抽出を行います。

(2) 推進組織の設置、意見聴取

学識経験者や地域産業関係者等で構成する推進組織を設置し、基本指針案等についてご意見を伺います。

(3) 県民政策コメントの実施

県民政策コメントにより、広く県民の皆さんからご意見を伺います。

〔策定スケジュール案〕

H28.6～9	実態調査の実施
H28.9～2	推進組織からの意見聴取(9月、11月、2月)
H29.1	県民政策コメントの実施
H29.3	指針の策定

参　考

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の概要

1　目 的　（第1条）

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する関係者の責務・役割等を規定

⇩

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

⇩

これまで培われた優れた技術および技能を活用して、時代の変化に適合していくための新たな取組の積極的な推進を図り、本県の経済および社会の発展に寄与

2　基本理念　（第3条）

○ 近江の地場産品の需要の拡大
○ 近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化
○ 新商品の開発、新たな販路の開拓等の推進
○ 担い手となる人材の確保、育成・資質の向上、優れた技術等の継承の推進

3　関係者の責務・役割　（第4条～第6条）

<u>県の責務、県民・近江の地場産業事業者等の役割の遂行</u>

4　基本指針　（第7条）

<u>近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本指針の策定、公表等</u>

5　近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の推進（第8条～第11条）

<u>近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進</u>

○ 基本的な施策
- 近江の地場産品の需要の拡大
- 近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化
- 近江の地場産業事業者等の新商品の開発等
- 担い手となる人材の確保、育成・資質の向上、優れた技術等の継承の推進
- 普及啓発、調査分析

○ 顕彰、実施状況の公表、推進体制の整備

6　財政上の措置等　（第12条・付則）

○ 財政上の措置
○ 公布の日から施行